

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の公表事項（廃棄物処理法第8条の3第2項）

【平成23年4月1日施行】

（焼却施設）・・・ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く

1. 維持管理に関する計画
2. 維持管理の状況に関する情報
  - ・ 公表期間：当該日から起算して3年を経過する日まで
  - ・ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量：翌月の末日
  - ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度
    - 集じん器に流入する燃焼ガスの温度
    - 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度
    - ばいじん又は焼却灰の焼成炉中の温度
    - 固形燃料の水分、温度、外観
    - 固形燃料の保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度
  - 以上の測定を行った位置、測定結果の得られた年月日、測定の結果：結果の得られた日の翌月の末日
  - ・ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日：翌月の末日
  - ・ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）
    - 以上の排ガスを採取した位置と年月日、測定結果の得られた年月日、測定の結果：結果の得られた日の翌月の末日
  - ・ 固形燃料の保管設備の清掃を行った年月日：翌月の末日